

# 枚方市教育委員会 任期付短時間勤務職員採用試験 募集要項

(令和8年(2026年)6月1日付採用)

令和8年(2026年)3月  
枚方市教育委員会

## 1. 募集職種案内

- (1) 国籍、年齢は問いません。
- (2) 資格要件については、取得見込み(ただし、採用日の前日までに取得することを要します。)の人を含みます。
- (3) 地方公務員法第16条(4ページ参照)に該当する人は受験することができません。
- (4) 枚方市教育委員会において募集している令和8年(2026年)6月1日付採用のいずれか1つの職種のみ申込可。

職種/ 採用予定人数	図書館サービス従事員 / <u>5人程度</u>
資格要件	図書館サービスに理解と関心があり、図書館司書資格(司書補含む)または司書教諭免許を有するか、公共図書館における実務経験が2年以上ある人
雇用期間	令和8年(2026年)6月1日から令和11年(2029年)3月31日まで
職務内容	市立小・中学校の学校図書館(中央図書館や分室の場合あり)での、資料提供及び読書活動推進業務など
勤務形態	<p><b>【学校図書館及び中央図書館学校図書館支援担当勤務】</b></p> <p>○勤務日は、原則、学校の授業期間中は週5日(月～金)、三季休業期間(春夏冬休み)は概ね20日程度。</p> <p>○勤務時間は、年間平均1週あたり31時間勤務で原則午前9時30分～午後5時の6.75時間勤務。 ※学校運営の都合により、勤務時間を午前8時30分～午後4時に変更する場合があります。</p> <p>○勤務を要しない日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、その他勤務が割り当てられていない日。</p> <p><b>【中央図書館勤務】</b></p> <p>○勤務日は、1週につき5日(所属長が指定)。</p> <p>○勤務時間は、1週あたり31時間勤務で午前9時～午後7時15分の間でシフト制。</p> <p>○勤務を要しない日は、年末年始、その他勤務が割り当てられていない日。 金曜日以外の国民の祝日に関する法律に規定する休日は勤務あり。</p> <p><b>【分室勤務】</b></p> <p>○勤務日は、1週につき5日程度(所属長が指定)。</p> <p>○勤務時間は、年間平均1週あたり31時間勤務で午前10時～午後6時45分の間でシフト制。</p> <p>○勤務を要しない日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、その他勤務が割り当てられていない日。</p>
勤務場所	市立小・中学校の学校図書館、中央図書館、分室
給与等	月額 196,582円(地域手当を含む) 賞与 4.65月分(期末・勤勉手当は6月・12月期に分けて支給) ※初年度は在職期間に応じて支給します。また、勤務状況により減算することがあります。 このほか、各種手当(通勤・時間外勤務等)を市が定める基準により支給します。 ※条例改正等により変動することがあります。

休 暇	年次有給休暇（年度につき 20 日付与）などがあります。 ※初年度は在職期間に応じて付与。
社 会 保 険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
兼 業 制 限	許可なく他の仕事に従事することは、原則として認められません。 （地方公務員法第 38 条「営利企業従事制限」）

## 2. 申し込みについて

(1) 受付期間 **令和8年(2026年)4月1日(水)午前9時00分から4月10日(金)午後11時59分まで**

(2) 申込方法 インターネットによる申し込み

※ インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、4月3日(金)までに教育政策課にお問い合わせください（平日の午前9時から午後5時30分まで）。

事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン又はスマートフォン、タブレット ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。一部の機能はPDFを閲覧できる環境が必要です。</li> <li>・メールアドレス ※「city.hirakata.osaka.jp」「bsmrt.biz」「cibt-s.com」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。（スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください。）</li> <li>・顔写真のデータ ※申込前半年以内に背景を無地で撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。 ※登録可能なファイル形式は画像（JPEG）のみ、データサイズは最大3MBです。 ※スマートフォン等で写真を撮影する場合は、縦向きで撮影してください。</li> </ul>
申込手順	<p>① ホームページから申込専用サイトへ接続しメールアドレス等を事前登録 （下記QRコードまたは<a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000053507.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000053507.html</a>）</p>  <p>②事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報（エントリーシート）を入力し、登録</p> <p>③登録完了メールを受信し受験申込完了</p> <p>※③の登録後に24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、教育政策課にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申し込みにかかる恐れがありますので、<u>余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。</u></li> <li>・受付期間中は、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申し込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。</li> <li>・記入不備等により、受付期間中に応募することができなくなったとしても一切責任を負いませんので、申込は慎重に行ってください。</li> <li>・申し込み等で得た情報は、本採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。</li> </ul>

## 3. 申込にあたっての注意事項

エントリーシートの登録に際しては、本要項の冒頭に記載している職種名と資格要件を必ず参照し、希望職種と相違ないか、資格要件を満たしているかを確認してください。

## 4. 試験日時、方法及び会場等

### (1) 第1次試験

日 時 令和8年(2026年)4月17日(金) 午前10時30分説明開始 (※午前10時15分開場)  
会 場 輝きプラザきらら 5階 セミナー室2  
試験科目 筆記試験(教養・専門 50分間)  
持参する物 受験票、筆記用具

### (2) 第2次試験

日 時 令和8年(2026年)4月27日(月)  
集合場所 輝きプラザきらら 5階 セミナー室2  
試験科目 個人面接  
持参する物 受験票

※ 第1次試験の成績は反映しません。

※ 集合時間等の詳細は、第2次試験受験対象者に対し専用サイト内マイページで通知します。

#### 【受験上の注意】

- ・ 試験会場には、公共交通機関をご利用ください。
- ・ 試験会場内では、係員の指示に従ってください。指示に従わない場合、退場を命じることがあります。
- ・ 地震等により試験の実施が危惧される場合は、教育政策課にお問い合わせください。

## 5. 結果発表

### (1) 第1次試験

令和8年(2026年)4月22日(水)午後1時から輝きプラザきらら玄関横掲示場において、合格者の受験番号を公表します。また、合格者にはマイページにて通知します。

### (2) 第2次試験

5月上旬までに、受験者全員に郵便により合否を通知します。(必要に応じて補欠者を決定し、合格者が辞退した場合や年度途中で欠員が生じた場合に、補欠者の成績上位者から合格者の繰上補充を行う場合があります。)

なお、合格基準に満たない場合は不合格となるため、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。

## 6. 採用

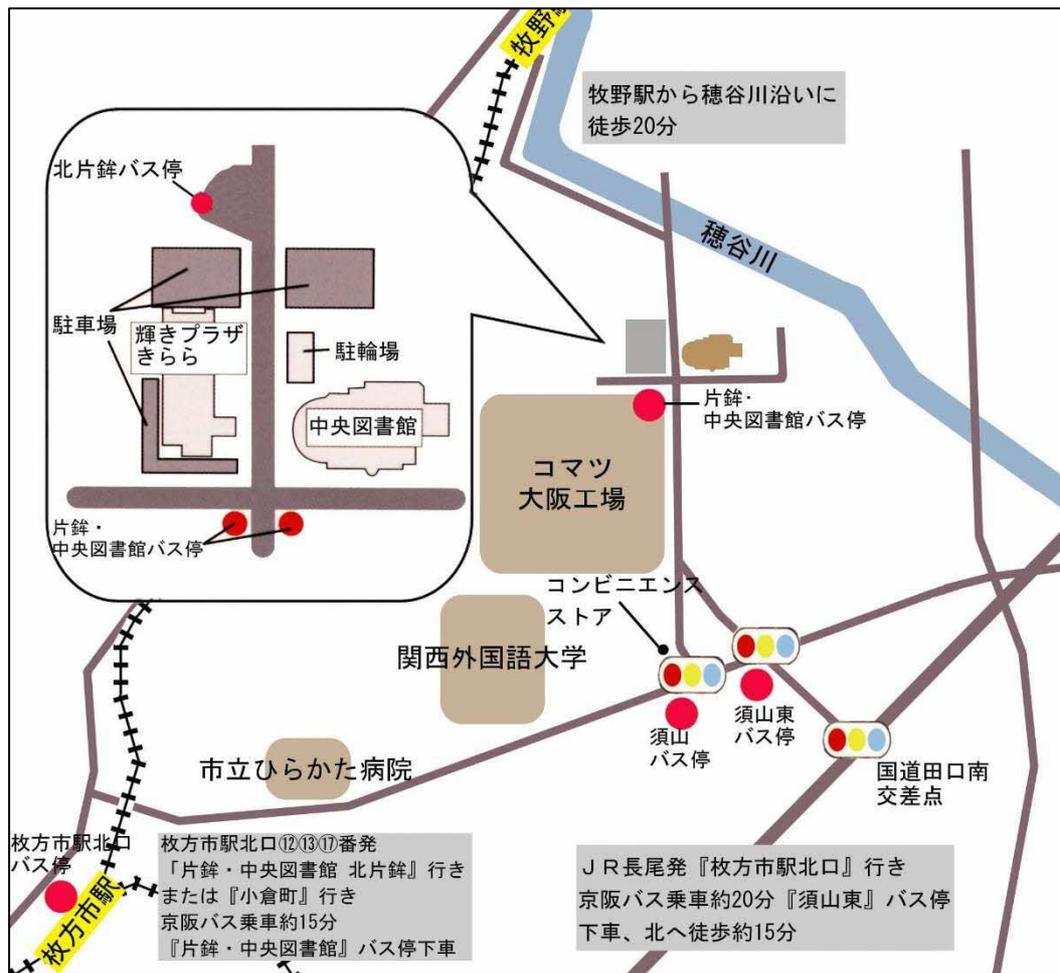
採用は、令和8年(2026年)6月1日の予定です。採用前に資格要件にかかる証明書及び健康状態申告書等の提出を求めます。ただし、受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消します。

## 7. 成績開示

不合格者に対しては、結果発表に合わせて成績(順位・得点・合格最低点<合格者が1名の場合は、順位・得点>)を送付します。合格者には開示しません。

## 8. 試験会場

会場：輝きプラザきらら（所在地：枚方市車塚1-1-1 以下の地図参照）



※自動車での来場はご遠慮ください

### 【試験に関する問い合わせ先】

枚方市教育委員会 総合教育部 教育政策課

TEL 050-7105-8016

FAX 072-851-1711

### 【勤務内容に関する問い合わせ先】

枚方市立中央図書館

TEL 050-7105-8110

FAX 072-851-0962

### 【参考】地方公務員法抜粋（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者